

稼ぐ畜産経営体ステップアップ応援事業実施要領

第1 事業の趣旨

持続的な生産基盤を確立し、収益力を向上させるため、意欲ある畜産経営体の規模拡大と経営体質強化に必要な機械・施設・素畜等の整備を重点的に支援する。

第2 事業の種類及び実施手続き

本事業は、次の1及び2により構成されるものとし、それぞれの事業の内容、事業実施主体及び実施手続き等については、事業毎に定めるとおりとする。

- 1 畜産経営基盤強化支援事業
別紙1に定めるとおりとする。
- 2 飼料増産・耕畜連携拡大支援事業
別紙2に定めるとおりとする。

第3 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とする。

第4 報告

1 事業実施状況報告

- (1) 事業実施主体は、本事業の実施年度を含めて4年間、様式1-1及び2-1により当該年度における事業実施状況を、当該年度の3月末日までに知事又は関係市町村長に報告するものとする。
- (2) (1)により報告を受けた知事又は関係市町村長は、その内容を点検し、必要に応じて事業実施主体に改善指導を行うとともに、事業の目標に対して立ち遅れている場合には、改善計画を策定するなど目標達成に向けた措置を講ずることとし、また、関係市町村長はこれを地域振興局長に報告するものとする。
- (3) 関係市町村長は、事業実施主体から提出された事業実施状況を取りまとめのうえ、当該年度の翌年度の4月20日までに様式1-2及び2-2により地域振興局長に報告するものとする。
- (4) (3)により報告を受けた地域振興局長は、これを当該年度の4月末日までに様式1-3により農林水産部長に報告するものとする。
- (5) 地域振興局は、事業実施状況報告を分析し、より事業効果が高まるよう、関係市町村とともに事業実施主体の指導に努めるものとする。

第5 事業の推進指導体制

- 1 本事業は畜産の担い手となる認定農業者等の経営発展を基本としていることから、関係市町村は、農業協同組合・地域農業再生協議会・畜産クラスター協議会等と連携を図りながら事業を実施するものとする。
- 2 地域振興局は、関係市町村、関係農業機関・団体等と連携し、事業実施計画等の策定、本事業

業の実施、整備された機械・施設・素畜等の管理運営、目標に向けた取り組み及び事業実施後のフォローアップ等について、綿密な指導支援を行うものとする。

- 3 本事業の推進に当たっては、担い手の育成対策及び他の補助・融資制度等と連携を図り、一体的に推進していくものとする。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

第7 様式

本事業の様式は、次に掲げるとおりとする。

- 1 事業実施状況報告書（事業実施主体）（様式1－1）
- 2 事業実施状況報告書（市町村）（様式1－2）
- 3 事業実施状況報告書（地域振興局）（様式1－3）
- 4 事業実施状況（様式2－1）
- 5 事業実施状況（総括表）（様式2－2）
- 6 施設等の増改築（模様替え）届出書（様式3）

附則

この要領は令和8年4月1日から施行する。

別記

事業実施基準及び実施にあたっての留意事項

第1 用語の定義

- 1 機械
畜産物等の生産用等の機械をいう。
- 2 施設
畜舎・堆肥舎・鶏舎等をいい、その他の建築物等を除く。

第2 補助対象機械・施設等

補助対象とする機械・施設・素畜等については、原則として次のとおりとし、事業毎の詳細については、別紙1及び別紙2に定めるとおりとする。

- 1 補助対象機械・施設等の規模及び構造、事業の規模等は、事業実施計画の目標などそれぞれの目的に合致したものであって、過剰投資とならないよう、投資効率等を検討し、必要不可欠、かつ、必要最小限度のものとする。
- 2 補助対象の機械・施設・素畜等については、その規模や内容が国庫補助事業等の事業要件を満たす場合は、国庫補助事業を優先し、国庫補助事業が不採択になった場合に補助対象とする。
- 3 既存機械・施設等を廃棄し、その代替として同種、同規模及び同効用の機械・施設等の導入（いわゆる更新）は補助対象としない。また、リースで使用している機械・施設等のリース期間満了等による導入についても補助対象としない。
- 4 汎用性の高いトラクター、トラック、フロントローダー等の車両は補助対象としない。ただし、生産等に必要不可欠なトラクターのアタッチメント、堆肥舎と一体的に導入する場合のフロントローダー、畜産経営基盤強化支援事業のうち新規就農者経営開始支援のトラクターは、補助対象とすることができるものとする。
- 5 水稻用と共用できるものは補助対象としない。ただし、畜産に使用すると認められるものについては、補助対象とすることができるものとする。この場合、畜産振興課と協議を行うこととする。
- 6 施設整備において、電気設備が必要な場合は、敷地内に設置する受電設備以降を補助対象とする。

第3 事業の成果目標

事業の成果目標は次のとおりとし、事業毎の詳細については、別紙1及び別紙2に定めるとおりとする。

- 1 成果目標の基準
原則として、事業実施後の販売額が県補助金額の1.2倍以上増加すること。（ただし、新規就農者は事業実施後の販売額が県補助金額の1/2以上増加すること。）
- 2 販売額等の考え方
(1) 単価については、原則として事業実施前、事業実施後とも前年度の単価を使用するものと

する。

また、前年度が異常気象等で平年と極端な差がある場合は、直近の平年作の単価を使用するものとし、単価が不明の場合は、農業協同組合等の単価や同一市町村の他生産者の単価等を使用するものとする。

- (2) 単収又は販売量については、原則として事業実施前、事業実施後とも前年度の単収又は販売量を使用するものとする。

ただし、生産性の向上により、事業実施後の単収等が高くなると見込まれるものについては、この限りではない。

また、前年度が異常気象等で平年と極端な差がある場合は、直近の平均の単収・販売量を使用するものとし、不明の場合は、農協生産部会や同一市町村の他生産者の単収又は販売量等を使用するものとする。

なお、単収又は販売量は通常の生産サイクルになった時期の生産数量を使用するものとする。

- (3) 事業実施前及び事業実施後の販売額は、単価と単収又は販売量から算出するものとする。

第4 事業実施にあたっての留意事項

- 1 本事業の事業費は、事業実施地域及び事業の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、入札や見積合わせ等により適正に事業を施行するものとする。
- 3 事業費の低減を図るため適切と認められる場合は、直営施行を認めることとし、次により取り扱うものとする。

(1) 直営施行の考え方

直営施行によるケースは、パイプハウス鶏舎の組立等が想定されるが、事業実施主体の労働力で賄うことが可能な場合が大部分と思われることから、事業実施主体の経済的負担軽減、予算の効率的執行の観点から自助努力で行うべきものとし、原則として組立工賃は補助対象としないものとする。

ただし、新規就農者又は大規模なパイプハウス鶏舎の導入等で、組立作業員を臨時雇用しなければ事業実施が困難であり、かつ、外注よりも安価であると地域振興局長が認める場合に限り、組立工賃を補助対象にできるものとする。

(2) 補助対象経費

補助対象経費は、資材費及び臨時雇用する作業員の賃金とし、事業実施主体（構成員を含む）の賃金及び諸経費（一般管理費等）は補助対象外とする。

(3) 作業員賃金を補助対象とする場合の手続

ア 事業実施計画策定時

事業実施主体は、事業実施計画書に次の書類を添付するものとする。

- a 設計書
- b 工程表
- c 作業員の賃金の根拠資料（市町村等の労務単価表等）
- d 外注の場合の参考見積書

イ 事業実施時

事業実施主体は、事業実施期間中、作業日誌を整備し、作業員の従事記録（作業時間、休憩時間等）を明らかにするものとする。

ウ 事業完了後

事業実施主体は、雇用した作業員の賃金を支払い、領収証、口座振込依頼書等賃金を支払ったことを客観的に確認できる書類を整備するものとする。

- 4 既存施設又は資材の有効利用及び事業費の節減の観点からみて、事業実施地域又は事業内容の実情に即し適切と認められる場合は、中古機械、中古畜舎・堆肥舎の利用による事業を補助の対象とすることができるものとする。

この場合、中古機械は、耐用年数が経過していないものであって、県が認定した農業機械整備施設で整備され、有資格者が新品と同等程度の能力を有すると認めたものに限るものとする。

また、中古畜舎・堆肥舎は、次のとおり扱うものとする。

- (1) 補助対象とする中古施設は、安全性及び利用管理を行う上に不都合が無く、原則として建物の耐用年数が残っていること。
- (2) 補助対象とする中古施設の購入価格は、当該施設の取得価格又は、所得税法等の規定により算出した当該中古施設の帳簿価額とのいずれか低い額であること。

第5 事業の採択

事業の採択に当たっては、費用対効果の高いものから優先して採択するものとする。

第6 機械・施設・素畜等の管理運営

- 1 事業実施主体は、本事業によって整備した機械・施設・素畜等を事業実施計画に従って、適正に管理運営するものとする。
- 2 知事又は関係市町村長は、本事業によって整備された機械・施設・素畜等が、事業実施計画に従って適正に管理運営されているか、事業実施後の管理運営や利用状況、事業効果を把握するとともに、事業が適切に推進されるよう事業実施主体を指導するものとする。
- 3 取得した財産を処分制限期間内に、施設等の移転、更新又は生産能力、利用規模もしくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を行う必要が生じたときは、あらかじめ、補助事業で取得した施設等の増改築（模様替え）届（様式3）により、その旨を知事又は市町村長を経由し、地域振興局長に報告しなければならない。

第7 その他

- 1 事業で導入した機械・施設・素畜等の農業共済または民間保険等への加入について
事業で導入した機械・施設・素畜等については、自然災害等で被害を受けた場合に営農を継続できるようできる限り農業共済または民間保険等に加入すること。